

平成 31 年度

入所のしおり

I. 利用手続きについて

II. クラブ運営について

社会福祉法人 石井町社会福祉協議会

平成 31 年度 石井町学童保育クラブ利用案内

学童保育クラブ（以下「クラブ」という。）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るところです。

クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っています。

I 利用手続きについて

■ 対象児童

町内の小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童
新 1 年生は、4 月 1 日から利用することができます。

■ 開所日・開所時間

開 所 日	開 所 時 間
平日（授業日）	12 時 30 分～19 時 (短縮授業等の早帰りは、下校時刻に合わせて開所しています。)
土曜日	8 時～16 時
代休・長期休業日	8 時～19 時

■ 閉所日

- 1 日曜日、国民の祝日及び祝日振替日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- 2 その他、石井町社会福祉協議会が必要と認めた場合
(各クラブにより異なる場合があります。)

■ 申請受付期間 【平成 30 年 12 月 3 日（月）～12 月 17 日（月）】

1 新年度（平成 31 年 4 月）の申請の場合

1 年を通じて利用する場合の申請だけでなく、春・夏・冬休みのみ利用する場合も申請が必要です。必ず保護者が申請書類を提出して下さい。

※ 利用できるかどうかは、平成 31 年 1 月下旬ごろに申請者宛に通知する予定です。

※ 希望者がクラブの定員を超えてしまう場合、児童の学年や保護者の就労状況など総合的に判断して利用決定を行いますのでご了承ください。

2 年度途中での申請

定員に余裕があれば申請を受け付けます。利用を希望するクラブにお問い合わせください。なお、利用希望日の 2 週間前までに申請書類を提出してください。

■ 申請に必要な書類（各学童クラブに提出して下さい。）

1 入所申込書、児童票（利用児童1人につき1枚必要です。）

※ お子さまに疾病等（アレルギー、持病、障がいなど）がありましたら、詳しく状況を記入してください。内容によっては、支援員から個別にお聞きする場合があります。

2 就労証明書又は申立書

毎年度の利用開始月に提出していただきます。また、休止後の利用開始月にも理由によっては提出していただきます。

※ 申立書に民生委員の方の証明がいただけない場合は、申立書裏面の保育を必要とする事由と証明書類を申立書と一緒に提出してください。

※ 就労証明書については、事業所に必ず証明を受けてください。また、事業所の本社が県外の場合は、お勤めの支所、営業所での証明でかまいません。

※ 求職活動中の方は、求職活動等申告書を提出していただきます。利用承認の期間は最大90日までです。その期間に就労できない場合は退所となる場合があります。

3 放課後児童クラブ利用料軽減事業申込書

※ 後日、審査に必要な書類を提出していただく連絡を石井町子育て支援課からする場合があります。

【提出期間は平成30年12月3日（月）から12月17日（月）までです。】

内容に関しては、お子さまの保育以外のことには使用しません。

■ 注意事項

- 次に当てはまる場合は、クラブの利用を承認できない、または承認を取り消すことがありますのでご了承ください。
 - 対象児童に該当しないとき
 - クラブの定員を超えるとき
 - 児童の行為がクラブの管理及び運営上支障があると認められるとき
 - 保護者が提出した書類に不正が認められたとき
 - 学童保育クラブ保育料等を3ヶ月以上滞納したとき
 - 求職活動期間が90日を超えるとき
- 利用承認期間は4月1日から翌年3月31日までです。継続して利用を希望される場合は、毎年度利用申請が必要です。
- 特別な支援が必要な児童は、常に保護者と連携しながら指導にあたるため、前もって保護者と面会し、障がいや家庭での状況、支援の方法など必要な情報の把握に努めます。
- 利用できるかどうかは、提出された書類を審査のうえ決定し、利用承認決定通知書を申請者に通知します。
- 家族構成、住所、勤務先、勤務時間、連絡先等が変更となった場合は、「学童保育クラブ利用申請変更届」に変更内容を記入のうえ、速やかにクラブに提出してください。

II クラブ運営について

■ 運営主体

平成 29 年度から、委託受託者である「社会福祉法人 石井町社会福祉協議会」が全てのクラブの事務を行っています。

■ 運営方針

石井町における昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童の余暇における保護育成に資するため、地域住民の積極的な協力を得て遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき学童保育クラブを設置し、その育成を図ります。

■ 保護者負担金

学童保育クラブの運営費は、石井町からの委託料と保護者の保育料等でまかなわれています。

- 1 **入所金** 3,000 円（利用開始時に納めます。学童間で卒業するまで有効です。）
- 2 **保険料** 毎年、スポーツ保険に全員加入します。
一人 800 円です。（平成 30 年度実績）
- 3 **保育料・おやつ代**

月額	1～3 年生			4～6 年生
	1 人目	2 人目	3 人目	
保育料	7,200 円	5,700 円	4,700 円	3,700 円
おやつ代	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
合計	8,500 円	7,000 円	6,000 円	5,000 円

- ① 保育料・おやつ代の日割りはできません。利用日数にかかわらず、1ヶ月分を納めて下さい。また、休まれた場合の返金は致しません。おやつはお渡ししません。
- ② 兄弟利用の場合、下のお子さまから 1 人目となります。
- ③ 保育料等は年度の入所児童数や、施設の状況等により変わる場合があります。
- ④ 利用開始月が 7 月もしくは 8 月からになる場合は、集金額に変更があります。詳しくは、7 ページに記載しています。ご確認ください。
尚、不明な点は、遠慮無く支援員にお尋ねください。
- ⑤ ゆうちょ銀行・阿波銀行の口座振替依頼書（保育料等の徴収用）
※すでに兄弟が利用されている場合は必要ありません。
- ⑥ 保育料（上表保育料及び長期休業保育料）のみが減免の対象です。

4 その他の集金について

- ① 土曜日利用者は、1日教材費 35 円、おやつ代 65 円が必要です。
- ② 各クラブにより必要経費（行事代、昼食代など）を集金することがあります。
- ③ 追加保育料 10 分ごと 1 人 500 円
 - ・開所時間を超えて利用された場合の追加保育料です。
 - ・保護者の要望があっても、閉所後に児童だけを残して支援員が帰ることはできません。そのために発生する追加保育料はいただきます。
 - ・1日保育日（土曜を含む）の開所時間前保育はできません。

5 石井町放課後児童クラブ利用料軽減事業について

市町村民税（クラブ利用年度の前年度分）の非課税世帯であって、かつ次の事由に該当される児童の保育料が軽減されます。申込みをされる方は申込書に必要事項を記入の上、所属するクラブへご提出ください。

区 分		保育料
市町村民税非課税（クラブ利用年度の前年度分）世帯	生活保護受給世帯の児童	無料
	ひとり親世帯	2 分の 1 の軽減
	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害手帳の交付を受けた者が属する世帯	2 分の 1 の軽減
	療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者が属する世帯	2 分の 1 の軽減
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯	2 分の 1 の軽減
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 13 4 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯	2 分の 1 の軽減
	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める障害基礎年金の受給者が属する世帯	2 分の 1 の軽減
	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定による援助を受けている者が属する世帯	2 分の 1 の軽減

「放課後児童クラブ利用料軽減事業申込書」を提出してください。

後日、審査に必要な書類を提出していただく連絡を石井町子育て支援課からする場合があります。例：所得課税証明書、戸籍、身体障害者手帳の写し等

申請内容を審査の上、石井町放課後児童クラブ利用料軽減事業決定（却下）通知書を申請者に通知します。

提出期限は平成 30 年 12 月 17 日（月）までです。

※ 対象児童の条件に適用、又は不適用になった場合や、石井町から転出される場合はその都度申し出てください。

■ 保育料等口座振替（利用承認決定通知時に口座振替依頼書を同封します。）

1 保育料等は口座振替でお願いします。

※ すでに兄弟が利用されている場合は必要ありません。

取り扱い金融機関名

ゆうちょ銀行 ・口座振替日は毎月 15 日と月末の月 2 回（引き落とし日が土・日・祝日の場合は翌営業日になります）

阿波銀行 ・口座振替日は毎月 15 日（引き落とし日が土・日・祝日の場合は翌営業日になります）

【保育料等の滞納について】

理由なく保育料等を 3 ヶ月以上滞納した場合は、利用停止または退所となる場合があります。

■ 利用の休止・再開・変更・クラブの退所

1 手続きには申請書の提出が必要です。

- | | |
|-------|---|
| ①提出期限 | 休止・再開・変更・退所月の前月 25 日まで |
| ②提出先 | 各クラブ |
| ③注意事項 | 1 申請書の提出なく休止されると、保育料等を引き落とされます。その場合、返金はできません。
おやつはお渡ししません。
2 利用再開時には、理由によっては就労証明書を提出していただきます。
3 休止期間については年間合計 3 ヶ月を超える場合は退所となる場合があります。 |

■ 警報発令時小学校の臨時休校・閉鎖時の対応

1 授業の途中で下校の場合。

- ・石井にここにこ・ふじっこクラブ
- ・高原学童キッズクラブ
- ・高川原なかよし・第2なかよしクラブ

上記のクラブについては開所時間を下校時～19時00分とします。

クラブに帰る子は支援員が小学校まで迎えに行き、クラブで待機します。

- ・浦庄ともだちクラブ
- ・藍畑学童保育クラブ

上記のクラブについては学童の利用はできません。

2 学校が臨時休校となった場合、1日保育の日

- ・石井にここにこクラブ・ふじっこクラブ
- ・高原学童キッズクラブ
- ・高川原なかよし・第2なかよしクラブ

上記のクラブについては開所時間を8時00分～19時00分とします。

- ・浦庄ともだちクラブ
- ・藍畑学童保育クラブ

上記のクラブについては高原学童キッズクラブまで送迎をお願いします。

※ 利用する場合はお弁当を持たせてください。

※ 支援員が来所するまで社会福祉協議会職員が待機しています。

■ インフルエンザ等感染症による学級閉鎖時の対応

- 1 お子様本人がインフルエンザ等感染症にかかった時はクラブの利用はできません。
- 2 ご家族が感染症にかかったときはクラブを利用できます。
 - ※ インフルエンザ等感染症にかかっている家族がいることを支援員にお伝えください。お子様の健康管理に役立ちます。
- 3 学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖のときに対象のお子様本人が感染していなくてもクラブの利用はできません。

■ 長期休業期間のみ利用される方へ

【長期休業保育料・おやつ代】

	1人目	2人目	3人目
春休み	7,000円	6,000円	5,000円
夏休み	20,000円	16,000円	14,000円
冬休み	3,500円	3,000円	2,500円

※おやつ代は開所日数かける65円として上記金額に含む

■ 7月もしくは8月から翌年3月まで利用を開始される方へ

- 1 7月は通常の保育料・おやつ代(8,500~5,000円)を集金します。
- 2 8月は継続外長期休業日利用の料金(20,000~14,000円)を集金します。
- 3 9月からも継続して利用される場合は、8月にいただいた保育料から調整します。
- 4 調整終了前に休止・退所された場合の返金はありません。

【7月8月からの継続保育料・おやつ代】

	1~3年生			4~6年生		
	1人目	2人目	3人目	1人目	2人目	3人目
7月	8,500円	7,000円	6,000円	5,000円		
保育料	7,200円	5,700円	4,700円	3,700円		
おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円		
8月	20,000円	16,000円	14,000円	20,000円	16,000円	14,000円
保育料	16,100円	12,100円	10,100円	14,800円	12,100円	10,100円
おやつ代	3,900円	3,900円	3,900円	5,200円	3,900円	3,900円
9月	—	—	—	—	—	—
10月 保育料	5,500円	5,000円	4,000円	—	—	1,000円
11月	8,500円	7,000円	6,000円	—	4,000円	5,000円
保育料	7,200円	5,700円	4,700円		2,700円	3,700円
おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円		1,300円	1,300円
12月~3月	8,500円	7,000円	6,000円	5,000円	5,000円	5,000円
保育料	7,200円	5,700円	4,700円	3,700円	3,700円	3,700円
おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

学童保育クラブ一覧表

クラブ名	所在地	電話番号 (FAX 番号も同じ)
石井にこにこクラブ 石井ふじっこクラブ	石井町石井字石井 1214-5	088-674-1910
浦庄ともだちクラブ	石井町浦庄字下浦 475 浦庄小学校 1 階教室	088-674-8656
高原学童キッズクラブ	石井町高原字西高原 455-10 旧 JA 高原支所	088-674-9581
藍畑学童保育クラブ	石井町藍畑字東覚円 670 藍畑小学校内 1 階教室	088-674-4157
高川原なかよしクラブ 高川原第 2 なかよしクラブ	石井町高川原字高川原 1161	088-674-6241

※石井にこにこ・ふじっこクラブは平成 31 年度より 3 クラブにて開所予定。

※高原学童キッズクラブは平成 30 年度内に高原小学校東側に移転予定。

- ・石井町子育て支援課 (電話：088-674-1623)
石井町高川原字高川原 121-1
- ・石井町社会福祉協議会 (電話：088-674-0139)
石井町高川原字高川原 2112-3
HP：<http://www.nmt.ne.jp/~ishiivo/>
E-mail:kumeishii@tk2.nmt.ne.jp(学童)